

【イギリス】 2012 年自由保護法の制定

海外立法情報調査室・河島 太郎

* 国民の私生活に対する国家の不当な介入の排除に努めて自由の確保を図るため、生体認証データの取扱い、警察権限等の規制を強化する 2012 年自由保護法が制定された。

1 背景

2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ後、米国が主導する対テロ戦争を強く支持するイギリスでは、2005 年 7 月 7 日にロンドンで大規模な地下鉄テロ事件が発生した。こうした中で前労働党政権が治安対策の強化を図る一方、野党等は人権保障への懸念を示してきた。2010 年に成立した保守自民連立政権は、政策綱領（注 1）で労働党政権の治安対策の撤廃又は是正により市民的自由を回復する法案の提出を公約した。2011 年 2 月 11 日に政府が下院に提出した法案は、若干の与党修正後 10 月 11 日に可決、12 日に上院送付、上院修正後 2012 年 3 月 19 日に下院に返付された。法案は更に両院を往復し、5 月 1 日に女王の裁可を得て 2012 年自由保護法（c.9）が制定された。

2 2012 年自由保護法の概要

2012 年自由保護法は本則 7 章 121 か条に附則 10 を伴う。以下その概要を紹介する。

(1) 生体認証データ(Biometric Data)の取扱規制(第 1 章)

犯歴登録犯罪（警察官による犯歴の記録が可能な犯罪）の事件の被逮捕者、被告人又は有罪決定を受けた者から採取した指紋及び DNA 型（DNA profiles）の記録を無期限に保管することとした 1984 年警察及び刑事証拠法（c.60）第 5 章を改正するものである（注 2）。軽犯罪事件につき被逮捕者の不起訴処分又は被告人の無罪評決等があったときは、当該被逮捕者又は被告人から採取した指紋及び DNA 型の記録を廃棄する。重大犯罪事件の被告人で有罪決定を受けなかったものの当該記録の保管期間は 3 年以内とし、2 年を超えない範囲内でその延長を可能とする。特定犯罪の被逮捕者で起訴されなかったものの当該記録は、新設の生体認証資料独立委員（Independent Commissioner for the Retention and Use of Biometric Material）の許可を受けて同様の期間保管することができるものとする。また、学校等の教育機関には生徒等の校内立入、出席管理、図書の貸出等に指紋認証システムを用いるものがあるが、今後当該機関による 18 歳未満の生徒等の生体認証情報の取扱いには事前に親の同意が必要となった。

(2) 警察等による監視の規制(第 2 章)

警察又は地方自治体の防犯カメラ（Closed Circuit Television: CCTV）、自動車登録番号標自動認識装置（Automatic Number Plate Recognition: ANPR）等の監視カメラ技術に関し、国务大臣による監視カメラ・システムの開発及び利用に関する行為規範の策定並びに当該規範の運用を監視する新設の防犯カメラ委員の任命について定める。

また、2000年捜査権限規制法(c.23)を改正し、地方自治体の用いることができる密行捜査技術(データ通信の取得及び開示、指定監視(注3)並びに隠密な人的情報源(注4))の使用に裁判所の承認が必要となった。

(3) 不相当な強制措置からの財産の保護(第3章)

個人の住居を捜索する権限その他政府省庁、地方自治体等の公共団体の立入権限で、大臣が不相当と認めるものを命令で廃止すること等により、個人の財産の保護を図る。

(4) テロ対策権限(第4章)

起訴前のテロ被疑者の勾留期間の上限28日を14日に引き下げる。また、従来はテロ目的の使用を疑うに足りる相当な理由のない場合においても警察官が軍需品等につき人及び自動車の停止及び捜検をすることができたが、今回2000年テロリズム法(c.11)が改正され相当な理由がなければ停止及び捜検をすることができなくなった。

(5) 弱者保護、犯罪記録等(第5章)

2006年弱者保護法(c.47)は児童等の弱者保護を目的として、弱者の周辺の労働者等につき採用時の犯歴照会及び採用後の登録監視の制度を整備した。今回、同法が改正され、犯歴照会制度は維持しつつ、登録監視制度を弱者と日常的又は密接な接触のある者を対象とする制度に規模を縮小した。また、既に合法化された16歳以上の者相互の同性間性行为等によりかつて有罪とされた者等は、国务大臣に申請して、その記録を全国警察電子計算機システム等の警察記録から消去することが可能となった。

(6) 情報の自由及びデータ保護(第6章)

公衆のデータ利用権を強化することを目的として、2000年情報自由法(c.36)の適用範囲を拡大する等、同法及び1998年データ保護法(c.29)を改正する。

(7) 雑則及び総則(第7章)

従来は裁判の事実審理に陪審が不要とされていた重大で複雑な詐欺事件を陪審の必要な事件に改めたほか、人身売買に関する罪を犯した国民の国外犯の処罰を定めた。また、事務取扱時間外の婚姻や同性者間事実婚関係の登録が可能となった。

注(インターネット情報は2012年10月24日現在である。)

(1) *The Coalition: our programme for government*. HM Government. May 2010, p. 11. <http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/coalition_programme_for_government.pdf>

(2) 1984年警察及び刑事証拠法の規定は欧州人権裁判所による欧州人権条約違反の判決を受け、一旦はこれを改正する2010年犯罪及び保安法(c.17)が制定された。しかし、政権交代後も同法未施行のまま、2012年自由保護法により1984年法が改正されることとなった。自由保護法案提出までの経緯については、末井誠史「DNA型データベースをめぐる論点」『レファレンス』722号, 2011.3, pp.6-12. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050330_po_072201.pdf?contentNo=1>参照

(3) 指定監視とは、調査対象の行動を隠密に監視することをいう。横山恭三「スパイ活動とその対抗手段－英国の秘密情報の収集手段と我が国の状況－」『防衛取得研究』4巻2号, 2010.9, pp.3, 10. <http://www.bsk-z.or.jp/kakusyuu/pdf/100930kenkyureport_22_09.pdf>

(4) 隠密な人的情報源とは、エージェント等と呼ばれる情報提供者をいう。同上 pp.2-3, 6-9.